

## 医師会費等は法人損金

同業団体会費は経費（損金）が当然  
—会員からの問い合わせに答えて—

九月、医療法人の会員から「関」税理士からの医師費が法人の経費にならないと言われたが本当か」という問い合わせがありました。調べてみると最近の税務調査で指摘される事例があり、その根拠は医師会は法人で加入するものではなく個人加入であるから、というものです。

## 十年前に決着済みの問題

この問題とまったく同じことが二〇〇〇年の春にも起きています。当時、協会は事態把握のため緊急アンケートを実施してきました。出でた結果、全国に問い合わせても富山以外にそのような事例は報告されていませんでした。

業団体会費は個人・法人を問わず、経費（損金）が当損金は形式でなく実質で判断すべき

医師会費や協会会費は、所得税法に照らせば「医業を遂行する上で派生せざるを得ない費用」であり、紛れもない経費（損金）です。個人名での加入といつても実質は医療機関を代表しての加入ですから、医療法人の開設者や医療機関の管理、損金否認を求める調査官が

所得税法に見る「経費」  
(所得税法37条1項)

…事務所得の金額の計算  
要経費に算入すべき金額は  
段の定めがあるものを除き  
①これらの所得の総収入金  
係る売上原価、  
②その他当該総収入を得る  
に直接要した費用の額、  
③その年に於ける販売費、  
管理費その他これらの所  
生ずべき業務について生  
費用の額とする。  
(番号は便宜上、編集部で挿

どうして富山だけに相變わらず起きているのか。

今回、この相談を受けて対策部に問い合わせたところ、やはり富山以外にそのような話はまったく聞いていないとのことでした。

また石川県保険医協会からは、同じ金沢国税局管内の金沢税務署で、五年ほど前に同じような調査をして

勤した、という情報が寄せられました。

**全国で富山だけ  
「そんな話は聞いたことがない」**

関が受けることを義務づけられている「指導」のサポート等を協会が行っていることだけでも明らかです。申告納税制度のもとでは、診療や法人経営にいかに役立つているかについて関心をもつて、税理士と十分話し合い、自己信を持つて法人損金として申告しましょう。

医療機関にとつて医師会や保険医協会への加入が業務遂行に必要であることは、通知や行政からの周知事項など、不可欠な情報が医師会経由でくること、診療報酬に関する説明会や日常的

経費（損金）に分類するかしないかは、納税者自身が判断し申告することになります。給与に上乗せすること

るとは源泉の対象になりますので、実質的な経費否認となつてしまい

医師会や歯科会の情報なしには日常診療が成り立たない

者の会費は当然損金です。勤務医師の会費であつても直接医療法人の所得を生ずべき業務に必要であるならば損金と処理することが妥

また一人医療法人が準拠しなければならないことになっている「病院会計準則」では「経費」の中の「諸会費」：各種団体などに对する「会費」という項目があり、

歯科 レセプトの電子請求

# 約4割の歯科医院は届出が必要

「免除」「猶予」の届出は年末までに

昨年十一月、レセプトオフィン請求の義務化は撤回され、原則として「電子レセプト」で請求するようになりました。同時に、年齢や現在の請求方法等により「義務化の免除」「猶予措置」が設けられました。

歯科医療機関において「免除」または「猶予」を選択する場合、所定の書類を年末の十一月三十日までに支払基金と国保連合会に届け出る必要があります。

県歯科医師会が今年七月に行つた「レセプト電子化に関するアンケート調査」によれば、現在手書きまたはレセプトで作成した紙レセプト提出の医療機関が七五%、そのうちレセプト使用の四四%が二〇一一年四月以降も紙レセプトで提出する予定と回答しています。したがって約四割の歯科医院は何らかの届出が必要です。

●電子レセプトの義務化  
歯科では二〇一一年五月  
請求分から「原則として」  
オンラインまたは電子媒体  
(フロッピーディスクやCD-R等)による請求方法  
とされた。(医科は本年八

●月請求分より  
●「免除」について  
手書きレセプトである  
と、またはすべての常勤  
医師が六十五歳以上の場合は、勤務時間に関わりなく  
義務化が免除された。

医師が六十五歳未満の場合、努力義務が課せられた。

免除を届け出たのちは猶予届に切り替えることができない（基金）ので、五歳未満の医師に継承を予定している場合は、免除でなく猶予で届け出た方がよい。

免除年齢：二〇一一年四月一日時点で六十五歳以上

●「猶予措置」について

レセコンで作成した紙レセプトで請求している医療機関については、電子レセプト請求への移行に猶予措置が設けられた。猶予措置の対象となるレセコンは、二〇〇九年十一月二十五日以前に購入又はリース契約したものとなる。

猶予期限は、①リース又は減価償却期間が終了した日、②二〇一五年三月三十日。

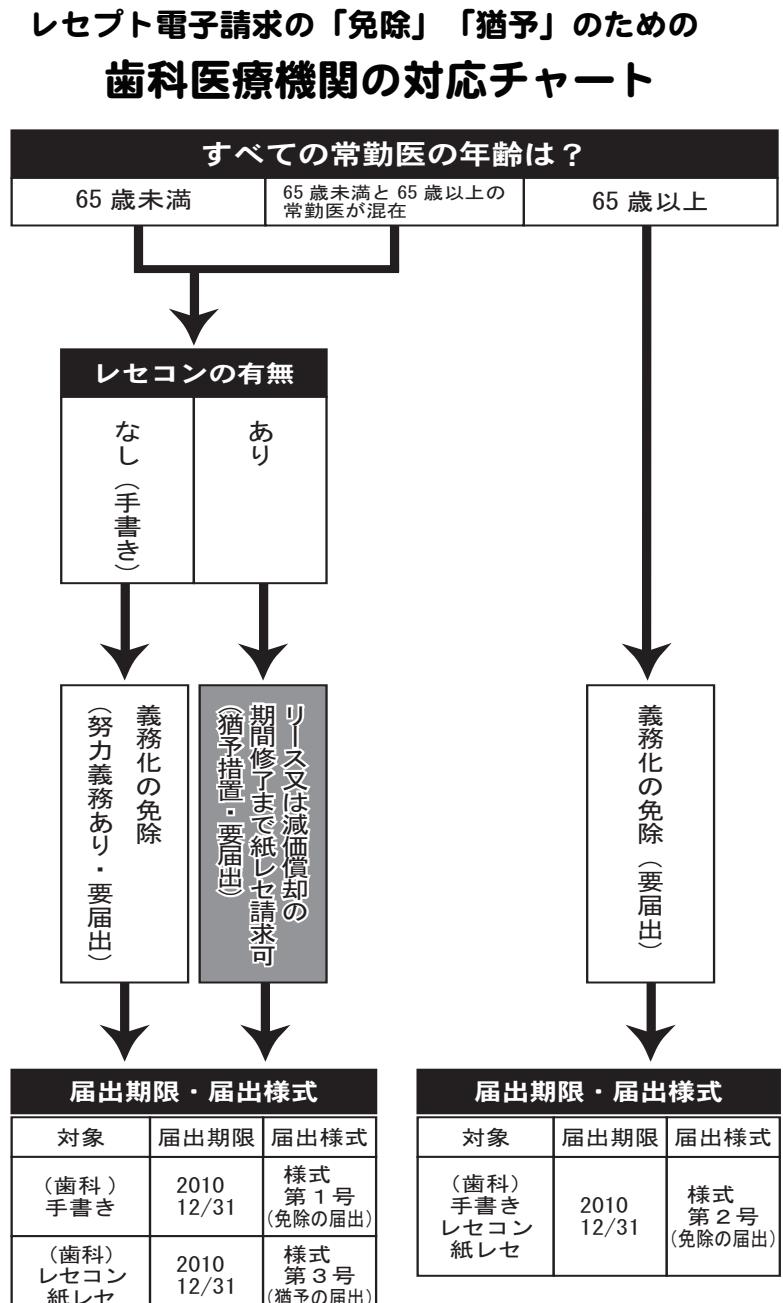
このため契約延長を繰り返し行えば、最長で二〇一五年三月三十日までレセコン・紙レセプトでの請求が可能となる。

●「届出」の届出期限・様式・提出先について

義務化の免除、猶予措置を適用するには、支払基金富山支部と県国保連合会にて届出が必要となる。届出の様式は、対象ごとに異なる。届出用紙は支払基金のホームページからダウンロードできる。

●「リース又は減価償却期間終了」の考え方

二〇〇九年十一月二十五日以前に契約したものについては、同年十一月二十六日以降に契約を延長した場合も猶予措置の対象に該当する。



## 「レヤコン・紙レヤプト」の解釈

使用しているレセコンの機種が、電子レセプト請求に対応しているか否かに関わらず、現在「レセコンを使用し、紙レセプトで請求」している医療機関のこと。